4　接続料規則第11条（第３項ただし書及び第５項ただし書の規定を除く。）、第12条（第５項の規定を除く。）及び第13条の規定は、３における施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第11条第１項 | 一般法定機能 | 第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定規則第十一条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。） |
| | ［略］ | |
| 第11条第２項 | ［略］ | |
| | 対象設備等 | 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設 |
| 第11条第３項 | 対象設備等 | 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設 |
| | ［略］ | |
| ［略］ | | |
| 第11条第５項 | 対象設備等の第一種指定設備管理運営費 | 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用 |
| | ［略］ | |
| ［略］ | | |

5　１の項(3)及び２の項(3)の設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

［6　略］

**別表第１の２**（第６条関係）　第７条第５号に規定する事項

第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿

［略］

［表略］

［注１～９　略］

10　自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算すること。

自己資本費用＝第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額（当該役務の提供に係るものに限る。）×自己資本比率×自己資本利益率

［11～13　略］

4　接続料規則第11条（第３項ただし書及び第５項ただし書の規定を除く。）、第12条（第５項の規定を除く。）及び第13条の規定は、３における施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第11条第１項 | 一般法定機能 | 適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十一条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。） |
| | ［同左］ | |
| 第11条第２項 | ［同左］ | |
| | 対象設備等 | 基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設 |
| 第11条第３項 | 対象設備等 | 基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設 |
| | ［同左］ | |
| ［同左］ | | |
| 第11条第５項 | 対象設備等の第一種指定設備管理運営費 | 基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用 |
| | ［同左］ | |
| ［同左］ | | |

5　１の項(3)及び２の項(3)の設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

［6　同左］

**別表第１の２**（第６条関係）　［同左］

適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿

［同左］

［表同左］

［注１～９　同左］

10　自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算すること。

自己資本費用＝基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額（当該役務の提供に係るものに限る。）×自己資本比率×自己資本利益率

［11～13　同左］